

入札監理小委員会  
第657回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第657回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年5月18日（水）17：05～18：07

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
  - 国際航空旅客動態調査（国土交通省）
  - 就労条件総合調査（厚生労働省）
3. 閉会

### <出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、  
川澤専門委員、三輪専門委員

### （国土交通省）

航空局航空ネットワーク部空港計画課	新見空港施設高度利用推進官
航空局航空ネットワーク部空港計画課	畔上課長補佐
航空局航空ネットワーク部空港計画課	辻本専門官
航空局航空ネットワーク部空港計画課	入江田研修員

### （厚生労働省）

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	角井室長
政策統括官付参事官付統計企画調整室	藤井室長
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	小野室長補佐
政策統括官付参事官付統計企画調整室	齋藤統計業務民間委託管理専門官

### （事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 では、審議を開始したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新見空港施設高度利用推進官 国土交通省航空局空港計画課の新見と申します。それでは、国際航空旅客動態調査について御説明差し上げたいと思っております。

お手元の資料の中の、右上に資料A-2とあるパワーポイントの資料でまず概要を御説明差し上げたいと思っております。

表がございまして、一番上段、国際航空旅客動態調査というところで、対象旅客は、対象空港を利用して出国した日本人旅客、外国人旅客、トランジット旅客を対象にしています。

その下、対象空港につきましては、調査期間中に国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している国内の全空港としています。ただし、令和2年度、3年度はコロナがございましたので、国際定期便が運航し、緊急事態措置または、まん延防止措置の実施区域に所在せず、かつ、調査実施の承諾を受けた国内の全空港という形で対象空港を設定しています。

その下、実施時期につきましては、1年の中のピーク月ということで8月、オフピーク月ということで11月、各1回ずつ行っています。

その下、実査方法につきましては、サンプル調査ということで、全ての出発便から満遍なくランダムにアンケート調査を行います。

場所は旅客ターミナルビル内、待合室ですとかラウンジで面接形式によって調査員が記入していく、あるいは、被調査者に対して記入してもらうというようなやり方をしています。調査員は外国語に堪能な者を配置し、行っているというところになります。

実績については、その下にあるとおりでございまして、本調査の具体的な利用例といたしましては、一番下段、表の下にありますけれども、将来の空港計画策定等に必要な航空需要予測の基礎データとして、また、空港の利用促進検討などに用いる基礎データとして利活用されるものになってございます。

続きまして、今回の評価に際しましての実施状況報告というのを資料の右上、資料1と書かれている資料で御説明差し上げたいと思っております。

1ページ目、1.(1)につきましては、先ほど御説明したので省略させていただきます、(2)本調査の契約期間につきましては、令和2年度から令和4年度、今年度までの3か年でございまして、受注事業者はパシフィックコンサルタンツ株式会社。今回評価をいただく期間は、令和2年度から令和3年度の2か年で、まず、実施状況について評価いた

だくということで御報告申し上げます。

2 ページ目の (5) 受託事業者決定の経緯ですけれども、今回、一般競争（総合評価落札方式）によって受注者を決定しています。入札参加者（1 者）から提出された技術提案書について、航空局の総合評価委員会において審査して、また、価格も予定価の範囲内であったことから落札者を決定したというところでございます。

その下、2. 確保すべき質の達成状況及び評価というところで、(1) (2) でスケジュール及びマニュアルについて書いておりますけれども、いずれも求められる水準どおり実施をしたというところかなと思います。

その下、(3) で目標サンプル数の達成率というところです。求められる水準につきましては、先ほど申し上げたピーク時とオフピーク時、それぞれのアンケート調査における目標のサンプル数の達成率というのを設定しまして、それで100%を超えるというような水準を設定しています。ただ、達成率が100%を下回った場合であって、受託事業者の責めによらない場合は調査の再実施の可否を国交省と協議をするというような形で水準を設定しています。

それに対する結果をその下に書いておりまして、表でまとめております。令和2年度はコロナの影響もありまして、調査の中止となっております。令和3年度のところにつきましては、一部調査中止というところもありますが、実施できているところでやっているところになります。

この中で、一番右の達成率というところを見ていただきますと、一部100%を満たさない、目標を満たさないといったところがありますけれども、この要因も新型コロナウイルスの影響に伴って旅客特性の変化等により調査当日の母数が減少したということが原因でございますので、事業者の責めによらないものと考えております。

また、3 ページ目の上のところに書いてありますが、これに対して、受託事業者として、例えば調査日数を増やすとか、そういった対応というところも提案をいただいております。要求水準の達成に向けて取り組んだ点というところにつきましては、一定の評価ができるかなと考えております。

その下、(5) その他のところすけれども、業務体制、あるいは調査員の確保及び質の向上という項目をつけさせていただきまして、今回、冒頭申し上げましたとおり、契約期間3か年でしたというところで、受注者の業務体制、あるいは調査員の確保というところでの効率化ですとか必要なノウハウの蓄積がこれによって図ることができたと考えており

ます。

その下、3. 実施経費の状況及び評価というところで、表の中に市場化導入前の平成28年と、今回評価をいただく令和2年度単年度の契約額等を列挙しています。平成28年と今回を比較していただきますと、28年度の5,800万に対して、令和2年度、6,300万というところで、これを比較すると約8.9%増えているということになりますが、増えた理由は労務単価の上昇というところが大きく効いていまして、それも踏まえて考えると、横ばい程度の効果かなと考えております。

御参考までに、平成28年から令和2年にかけての事業者単価の上昇率というのも記載させていただいております、こちらは13.5%というところになりますので、これよりは緩やかな上昇率かなと考えているところです。

その下、4. 外部有識者からの評価ですけれども、先月28日に航空局の総合評価委員会において意見を頂戴しております、その意見が4ページ目の上のところでございます。

例えば、1つ目のポツのところにありますとおり、実施状況報告書において、業務遂行に関して適切な評価がなされているとか、その下のポツ、コロナ禍の影響で調査の実施状況を適切に評価できるか課題はあったものの、調査日数の増加やコロナ禍を踏まえた追加分析の実施など、要求水準の達成に向けて取り組んだ点を評価していることは適切な評価であるといった御意見をいただきました。

また、一番下のポツのところでは、今回の調査の実施に対し、例えばタブレット端末にして回答者に応じた言語、質問画面を出すとか、タブレット上で回答してもらえれば、印刷代ですとか集計コストが削減できるのではないかとといった御意見もありました。

以上を踏まえて、5. 全体的な評価を記載させていただいております、①から⑤のとおり、記載しています。

①事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。②国交省航空局において、実施状況についての外部の有識者によるチェックを受ける仕組みを備えている。③入札に当たり、競争入札の実施を図ったが1者応札であった。④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、コロナ禍の影響はあるもののおおむね達成している。⑤従来経費と契約金額を比較した場合、横ばいとなっており、経費削減までは至らない。

それを踏まえて、6. 今後の事業というところですが、これまでの取組を継続しつつ、入札説明書取得者が希望する場合など、個別に業務説明を実施するなどにより複数者

応札の実現に向けて努めるなど、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとしたいと考えております。

説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案につき御説明いたします。

事業の概要については、国土交通省より御説明がありましたので省略します。

評価の概要です。

結論から申しまして、市場化テストを継続することが相当と考えます。

まず、競争性の確保という点において課題が認められます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られた令和2・3年度における事業内容についても、当初の予定内容を大きく変更して行われたものであり、実施要項に即して対象公共サービスの確保されるべき質の達成、実施経費の効率化という成果が得られたと評価することは困難です。

続いて検討です。令和2年6月から令和4年3月までに係る国土交通省の実施状況報告に基づき、サービスの質、実施経費、競争性の観点から評価します。

まず、サービスの質です。コロナ禍の中、目標サンプル数については、一部達成できなかった項目もあります。この点、実施要項上、目標サンプル数の設定は過年度調査と同程度のサンプル数を回収するものとし、統計的に有意なサンプル調査となるよう、空港別に目標サンプル数を定めることと規定しています。しかるところ、コロナ禍によるとはいえ、令和2年度は調査中止となり、令和3年度も令和元年度を大きく下回る目標サンプル数が設定された上で、一部達成できなかった項目もあります。

一方、コロナ禍において調査日数の増加やコロナ禍の影響を踏まえた追加分析の実施等、要求水準の達成に向けて取り組んだ点については、一定の評価をすることができると考えます。

総じて、評価対象期間における本件事業は、実施要項の策定時とは社会環境が大きく異なる下で、当初の予定内容を大きく変更して行われたものであり、対象公共サービスの質の確保について、実施要項に即した評価をすることは困難です。

次に、実施経費です。

コロナ禍の影響の下、調査の中止や縮小に伴い、令和2年度は約900万円に、令和3

年度は約4,700万円に契約金額を変更していますが、市場化テスト導入前と評価対象期間の当初契約金額を比較すると、約8.9%増えております。もっとも国土交通省によると、経費の上昇理由は労務単価の上昇によるものと考えられるところ、その点を勘案する必要があります。

いずれにしても、評価対象期間における本件事業は、実施要項の策定時とは社会環境が大きく異なる下で当初の予定内容を大きく変更して行われたものであり、実施経費の削減や効率化について、実施要項に即した評価をすることは困難と言わざるを得ません。

次に、競争性です。

2期連続で1者応札となり課題が残りました。

評価のまとめです。

まず、1者応札が継続しており、競争性に課題が残りました。また、確保されるべき達成目標として設定された質については、目標サンプル数の達成率につき、一部要求水準を満たしませんでした。もっとも、コロナ禍において要求水準の達成に向けて一定の評価をし得る取組もありました。実施経費の削減効果については、当初契約額を比較すると、市場化テスト実施前に比して約8.9%増加していますが、労務単価の上昇も勘案する必要があります。

総じて、評価対象期間における本件事業は、実施要項の策定時とは社会環境が大きく異なる下で、当初の予定内容を大きく変更して行われたものであり、対象公共サービスの質の確保及び実施経費の削減・効率化について、実施要項に則した評価をすることは困難と言わざるを得ません。

今後の方針については、競争性の確保の点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。

また、本件事業スキームに関しても、新型コロナウイルス感染症の影響などを見極めながら、対象公共サービスの確保されるべき質などを再定義、再検討する必要があると考えられます。そのため、次期事業においては、これらの課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

事務局からの説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○中川主査 それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1の3ページ目でございます。3ページ目の真ん中からやや下、3番の実施経費の状況及び評価の部分でございます。

こちらを拝見しますと、契約額が当初と比較すると8.9%増えている。この部分について次のパラグラフで、「なお、この増加率については、積算に用いられる設計業務委託等技術者単価の上昇率が13.5%であることと比較すると緩やかである」という御説明があったと記憶しております。1点御質問でございますけれども、今回のまさに受託なされた業者が雇用なされた労働者の実際の具体的な賃金がどのくらい上昇したのか、この辺りのデータは、国交省はお持ちでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御質問ありがとうございます。当方のほうから回答させていただきます。

御質問、平成28年から令和2年までの間の具体的な変化というところですが、ここの資料の中で申し上げております設計業務委託等技術者単価の具体的な数字、平成28年が3万5,470円、令和2年度が4万260円というところになっています。これの比較になります。

○辻副主査 すみません、今おっしゃったのは統計的な単価の数字でしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 基準であります技術者単価です。

○辻副主査 お伺いしたかったのは、今回まさに受託なされた業者が雇用なされている労働者の具体的な実際の賃金単価は把握なされていらっしゃるでしょうかという点をお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御質問いただいた28年の業務のときと、今回、別な業務になりますけれども、令和2年の業務、それぞれの各自社技術者の賃金というところは、すみません、手元ございません。

○辻副主査 なるほど。それは調査することは可能でございますでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 すみません、実際契約しているのに当たっては、この積算の単価を使っているものと認識しているので、すぐに調査できるかどうかというのがお答え出来かねるんですけれども、ちょっと確認したいと思います。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

一旦、僕は以上でございます。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

今、辻委員からも御指摘ありました資料1の3ページの経費の削減効果の比較の部分なのですが、御確認いただいて、今、労務単価の上昇によるものというところで増えた理由を明記していただいているんですけども、恐らくそれが本当にそうなのかということの事実確認がまず必要だと思いますし、完全に労務費と比較できなければ、なかなか上昇率との比較というのも難しいのかなという気がいたしました。これは追加のコメントです。

1点質問なんですが、4ページの外部有識者からの評価の一番最後のポツに、タブレット端末にして回答してもらえばコストは大幅に削減できると考えるという御意見があるかと思えます。4ページの6ポツの部分で、一番最後のパラグラフで、「これまでの取組は継続しつつ、個別に業務説明を実施するなどにより複数者応札の実現に向けて努める」と書いていただいているかと思えます。複数者応札の実現に向けて、恐らくこういったタブレットですとか、QRコードを使ったスマートフォンによる回答といったところは、新規の事業者の参画というか、大いに見込める部分ではないかなと思うのですが、その辺りというのは、ぜひ次期事業実施に向けて御検討いただきたいなと個人的には思いましたが、いかがでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御質問ありがとうございます。当方のほうから回答させていただきます。

いただいた御指摘、うちの省の委員会でも御指摘いただいたとおり、検討していかねばならないところかなと思っております。ただ、少し中期的な対応になってくるかなと思っておりまして、現状の調査、もう少しちょっと深掘って御説明させていただくと、紙によって調査員自ら記入をしたり、被調査者にお配りして書いてもらったりというところがあるのですが、実際出発される待合室、ラウンジ等で複数の方に対してその調査を同時にお願いするというような局面もあります。今やっているのは、1人の調査員が複数の被調査者を対応して、バーッとお配りして、書いてもらって、その場で記入の不備がないかというのを確認して、確認できたらその場で直してもらってというようなことをやっているのですが、同じようなやり方がタブレットですぐにできるかということ、少し考える必要もあるかなということもありますので、どういったやり方をすれば効率的になるかということも含めて検討していくということかなと思っております。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。おっしゃるとおり、恐らく氏名とか住所とかは記入しないで回答いただくようなものでしたか。

○新見空港施設高度利用推進官 そうですね、はい。

○川澤専門委員 そうすると、確かにその疑義照会というか、その場で回答を是正しなければいけないというところはあると思うのですが、ただ、タブレットで、不整合があった場合には自動的に入力できなくなるとか、いろいろと紙でないがゆえにできる仕組みというのもあると思いますし、恐らくコロナ禍で、紙で書いて、同じ記入のペン等を使うとか、消毒とかというのも含めて、なかなか難しさもあるんじゃないかなというような気がします。そこは何らかの複数台の端末を使って実施するようものを、残念ながら回収できる件数も少なくなっている、少しどこかの場で試行するとか、そういったところを次期の事業の中で盛り込むといったような、実験的にそういった機会をつくって実施するといったようなことも考えられると思いますので、ぜひ今後の事業のところで、複数者応札の実現に向けて努めるところの一つの方策として御検討いただければと思います。

以上です。

○新見空港施設高度利用推進官 ありがとうございます。サンプル数の確保というのもセットで、どういったことができるか前向きに検討していかなきゃいけないところかなと思っています。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございました。事務局のほうから確認すべき点は、特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○新見空港施設高度利用推進官 ありがとうございました。

(国土交通省退室)

(厚生労働省入室)

○中川主査 それでは、次に、就労条件総合調査の実施状況及び事業の評価案について、政策統括官付参事官付賃金福祉統計室、角井室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○角井室長 厚生労働省賃金福祉統計室の角井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って説明します。最初に、簡単に概要だけ説明します。

まず、調査の目的でございますが、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにするというを目的にしております、これは一般統計になります。

それから、これは企業調査でございます、対象が6,400ということになります。

調査方法につきましては、郵送調査及びオンライン調査の併用ということになります。

それでは、資料に沿って説明します。

1ページ目からになります。まず事業の概要等でございます。事業概要につきましては、この調査の主に実査でございます、印刷・配付、回収・受付、督促、照会等々、これらの業務を行うということです。

委託事業者はサーベイリサーチセンターでございます、入札の状況につきましては、1者応札です。

事業の目的は、先ほど御説明したとおりです。

選定の経緯につきましては、今回は6期目で、6期目の3年のうちの令和2年、3年度ということで2年度分ということになります。

続きまして、評価に移ります。

1番の事業の質に関する評価です。

(1)が調査票の回収です。回収につきましては、①のアですが、令和2年度につきましては、まず、挨拶はがきを発送いたしまして、その後、回答担当部署確認のための目的で架電をしています。

それを確認した後に調査票を発送するということです。その後、ちょっと時間が空きますものから、リマインドはがきを発送しています。これは令和2年度の調査からやっています。その後、督促の架電をするということです。

調査票未提出企業につきましては、督促はがき、それと督促の架電をしています。その後に調査票の再送付を一斉に行っています。ここでもまだ水準を達成していなかったもの

ですから、再度の督促の架電、督促のはがきを出しています。

こういったことを踏まえてやった結果ですけれども、有効回答率、令和2年度につきまして、最終結果欄のところを見ますと、合計が63.1%、これは水準値に達していないということです。規模別に見ますと、一番下の「30～99人」、ここにつきましては、66.6%で達成しています。

続きまして、イの令和3年度です。令和3年度につきましては、基本的には令和2年度と同じようなことをやっています。新たに行ったことでいいますと、リマインドの架電をしています。

3ページに移りまして、あとは令和2年度と同じように督促はがき、あるいは調査票の再送付の一斉送付、それから2回目の架電、督促はがき等々を行っています。

有効回答率ですが、最終結果を見ますと、合計、あるいは全ての企業規模につきましては、水準を達成しないということになっています。

②評価ですが、委託業者につきましては、督促はがき等々をやっており、そういう工夫はかなり評価はできますが、結果的には有効回答率が水準を達成していないということがあり、ここにつきましては、もう少し努力が必要だということです。

ただ、我々、いろいろ委託事業者とコミュニケーションを取りながらやっていますが、今回達成できなかった要因として、近年、企業の窓口で業務外の案件は取り次がないということで、この時点で調査票が担当者の手元に届かないような状況が増加しているといったことがあります。

それと、令和2年からですが、コロナ禍の関係で、他の業務が増えて、調査の対応に手が回らないというような企業も増えているということがありました。

この調査だけではないですが、昨今の事業所統計ですとか企業統計を見ますと、調査の環境がかなり悪くなっていると感じていて、目標水準値に達成するのはかなり難しいのかなという印象を持っています。

それから3ページ、(2)問合せ対応です。問合せ状況につきましては、ほかの業者もやっているかと思いますが、問合せ対応のマニュアルを作成しておりまして、それでもって対応しています。それから、受託事業者が構築した専用システムに、問い合わせ記録を入力しまして、ほかのオペレーターたちが共有できるというようにしています。表は問合せの件数です。

評価ですが、オペレーターの研修もしっかりやっておりますし、こういう専用システム

をつくっているということで評価できると考えています。

(3) 個票審査及び疑義照会の状況です。こちらも疑義照会のマニュアルをつくっており、これに従って行っていること、また、研修等も行っています。

それから、疑義照会システム、こちらもシステム化して、ほかのオペレーターに共有できるということになっています。

実際の件数ですが、調査客体への疑義照会状況になります。これは2年度と3年度があります。この見方ですが、表頭に「調査客体」があり、その右隣に「未記入及び誤記入」があります。これらはオペレーターが督促を行うことです。その右隣に「照会済」がありまして、照会済の中にある「確認完了」は、その確認が完全に完了したものでして、これがそのまま有効回答になります。「未回答」というのは、いわゆる拒否です。担当者につながったが、調査票を出さないよというような拒否というイメージです。その右隣の「未完了」ですが、「未完了」の中に「未照会」と「照会中」とありますが、「未照会」は担当者とその後連絡が取れないものです。「照会中」は、担当者とは連絡は一旦取れたが、答えると言っておいて結局回答がなかったもので、拒否に近いのかなと思われまます。これらを合わせたものが「未完了」です。

②の評価ですが、この「未完了」の割合が、令和2年度が15.9%、令和3年度が16.2%ということで、ここがちょっと高いと考えています。ここは調査の環境の悪化がひとつの要因かなと思われまます。ただ、この16.2%という数字は2桁ですので、この辺の取組につきまして、引き続き行う必要があるといった評価になっています。

(4) 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施につきましては、公表までにやるべきことはやっているということで、確実に実施しているということを確認しています。

評価については、大きなトラブル等はなく、また、実際に督促をかけたオペレーターの対応につきまして、企業に聞いたアンケート調査をしていますが、それを見ると、おおむね良好な評価を得ているということで、ここにつきましては、ある程度評価できると考えています。

(5) 民間事業者からの改善提案における改善実施事項です。

これまで既に説明したとおりですが、1ポツ目が回答担当部署の確認電話です。これをもって確実に連絡手段が確保できるということです。

2ポツ目がオンライン回答の促進です。これは後であります、オンライン回答率、こ

れによって上がったということが言えると思います。

あとは、「リマインドはがき」と「リマインド架電」につきましては、令和2年及び令和3年度からやっているということで、②の評価につきましては、委託事業者としては工夫してやっている評価ができると考えています。

オンライン回答率は、表にあるとおり、令和2年度、3年度は6割を超えています。3年度は66.1%ということで、確実に上がっています。

7ページです。実施の経費につきましては、当初の一番上のAのところですが、2,800万強ですが、それに比べまして削減率が約30%ということで、ここは評価できると考えています。

4. 評価委員会等からの評価です。これまで説明してきた内容が書いてありますが、特にここで言いたいのは、回答率につきましては、水準に達していないということで反省すべきですが、調査環境の悪化が進行しているということで、目標としている水準の68.2%というのは少し高いという印象を我々は持っています。この中で、委託業者側にさらに対応をしっかりとやれというのは限界があるのではないかと書いています。

5. 評価のまとめです。最初に書かれているとおり、1者応札になっているということが懸念をいたしまして、今後については、複数者応札に向けて努力していかないと考えています。

8ページの(2) 今後の方針です。回答率についてはさらなる取組が必要であり、また1者応札の点は、これでは競争原理が働かないということで、より多くの事業者にも周知できる工夫が必要であるということ。

それから、評価については回答率だけになっているということについて、今後、環境が悪く、本当にこれだけの評価でいいのかなということで、事業や統計の質を確保されていることが認められる総合的な評価とすることを検討する必要があると書いています。

あとは別紙になりますので、割愛させていただきます。

説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

事業概要等は割愛させていただきます。

まず評価、総評といたしまして、市場化テストを継続することは適当であると判断いたします。

競争性の確保及び確保されるべき質の達成状況において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要と判断いたしました。

評価方法につきましては、厚生労働省から提出された令和2年9月4日から令和5年3月31日までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費、及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

まず、調査票の回収、確保されるべき質の達成状況としまして、有効回答率につきましては、実施要綱において確保されるべき質として規定しておりました平成19年度調査における有効回答率の実績値に達成しておらず、厚生労働省御担当者から説明していただいたとおり、令和2年の30人～99人の階層のみの達成ということで、ここはまだ課題が認められたと判断してございます。

(2) 問合せ対応につきましては、適切に対応できたものと評価しております。厚生労働省が貸与した照会対応事例集と併せまして、受託事業者において問合せ対応マニュアルを作成し、業務開始前のオペレーターへの研修、問合せ業務に活用するとともに、調査客体からの問合せ内容及び事務局からの回答を記入する問合せ記録簿を整備しまして、通話終了後に記録簿に記入した内容を専用システムに入力することで、全オペレーターに問合せに関する最新の情報が共有化される仕組みを構築し、迅速かつ適切な対応につながっていると、こちらについては問合せ業務の質の向上に貢献したものと評価できるものと思います。

(3) の個票審査及び疑義照会状況でございます。疑義照会状況の「未完了」の件数が一定数あり、課題が認められたとの評価でございます。こちらにつきましては、令和2年度につきましては3,892件、うち未完了618件、令和3年度については、3,336件のうち未完了541件ということで、こちらについては、厚生労働省御担当者の御説明でも、なかなか連絡がつかない、取れない状況があるということを説明されましたけれども、調査担当部署を確認するための架電というものも令和2年から行っているところでもございますし、そういった引き続きの努力が必要なのではないかと思われまます。

(4) 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施状況について。こちらについては、適切に対応できたものと評価しております。受託事業者が各年度の事業を実施する前に厚労省と調整しまして、前年度の実績を踏まえた作業工程やスケジュールを定めた実

施計画書を作成しております。受託事業者は月1回の業務の実施状況、業務体制表、また、営業日ごとに調査票の提出状況等を厚生労働省に報告することとしており、調査業務の進捗管理の徹底が図られているものと評価されます。特に実施計画書の作成に当たっては、従来の工程の修正ですとか新たな工程の導入などについて、厚生労働省と積極的かつ率直に意見交換を行っており、前期に比べ調査事業の各工程において、効率化ですとか重点化等の業務改善が図られる取組となっており、評価できます。

(3) 実施経費でございます。実施経費につきましては、従来経費、民間競争入札開始前の平成19年度と比較しまして30.1%、単年度当たり850万9,000円減少しており、大きな効果があったものと評価しております。

(4) 評価のまとめでございます。経費削減効果につきましては、従来経費と比較して30.1%減少が認められたものの、1者応札のため競争性の確保に課題があるほか、確保されるべき質として設定した目標有効回答率を達成していないこと、また、疑義照会において未完了の件数が一定数あることなどの課題が認められるという評価でございます。

(5) としまして、今後の方針でございます。平成29年度から令和元年度の期間で実施した市場化テスト第5期におきましても、確保されるべき質として設定した平成19年度調査における有効回答率の実績値に達しておらず、また、今期も同様に達成できていないことから、次期市場化テストに向けては、先ほどオンライン回答率が増加傾向にあるというお話もございましたが、その調査の手法等も、どうすれば有効回答率が増えるのかという分析をするとともに、統計調査の至上命題ともいえる行政施策の基礎資料ですとか政策の効果測定等に用いられる精度が確保されたものと評価ができる新たな質の達成目標というものを再設定して、実施要綱を作成していくべきという判断でございます。

また、競争性を確保するため、出席形式以外での入札説明会の開催ですとか、業界団体に入札について広く周知するなど、新規参入者の参入促進につながる積極的な取組を求めたいという評価でございます。

御審議よろしくお願いたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料2でございます。こちらの2ページ目でございます。イの令和3年度の実施状況でございます。こちらを拝見すると、第2パラグラフあたりでございましょうか、リマインドはがきを発送していらっしゃるそうでございます。たしか記憶では、アンケートを受けの会社さんに事前に挨拶状等をお送りしているとも記憶しております。ここで御質問なんですけれども、挨拶状とか、それからリマインドはがきの発送する発送者の名義は誰なんでしょうか。ひょっとすると、受託事業所の名義だけで送っていらっしゃるのか、それとも厚生労働省の所管部署の名前も連名で送っていらっしゃるのか、この辺りいかがでしょうか。

○角井室長 御質問ありがとうございます。

宛名でございますが、厚生労働省の名義となっております。

○辻副主査 なるほど。ありがとうございます。厚生労働省の名前を出して、そちらの名義で発送しているにもかかわらず、企業の窓口では業務外の案件を取り次がないとか、そういう非常に厳しい環境なんでございましょうか。

○角井室長 御指摘のとおりで、かつては国の名前が書いてあれば、ある程度見てくれる時期もあったのですが、昨今では、特にこれは一般統計なものですから、基幹統計はやるけれども、一般統計はやれないとはっきりと言う企業もあります。そういう意味でも調査環境が悪化していることを実感しています。

○辻副主査 なるほど、分かりました。この辺り工夫するところもなかなか限られてくるかもしれません。例えば、条文のどこか有利に引用できそうなところを引用して書くとか、何か考えなきゃならないかもしれません。ぜひいろいろアイデアを出していただければと思います。

ありがとうございます。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 伺いたいことがありまして、ちょっとコメントいたします。

今般の回収率に関しては、やはり目標値と大分離れてしまったのが現実ですよね。これが一時的な動きならまだよいのですけれども、コロナ禍の中で、例えば在宅勤務が多くなっているとかならまだよいのですけれども、1年当たりで5ポイントずつ落ちるというのは普通は考えられないぐらいのことだと思います。ただ、この調査は平成29年ぐらいまでは問題なく68%、69%の回収率が達成できていた調査でもありますし、目標値を見

直すのは、コロナ禍の中で見直すのはやや早計なのではないかというふうな気もいたしました。

あと一つ、私が全体の回収率以上に気になるのが、以前の平成19年、20年の実績値を基に決められた目標値ですと、大企業のほうが回収率高めで中小企業のほうが低めということが、多分、当時の実績を基に設定したんですが、今それが逆転していますよね、現状の。先ほど大企業の中にはっきりと拒否の意向のところがあったというふうなこともありましたが、これはちょっと深刻で、つまり、回収率が全体としてあまり変わらないとしても、データの中身が、大企業の分のウェイトとか中小企業のウェイトとかが変われば、データの示すクオリティーが変わってしまう可能性があるかなと思います。回収率だけが目標ではなくて、データのクオリティーとか連続性とかに関して、やや慎重に検討するものが必要ではないかなと思いました。こちらはコメントとなります。

あともう一つ、やはり30%の経費の削減というか、これはすごく立派な成果だと思うんですが、一方で、前の業者さんのときに、確実に60%台後半が達成できていたので、何か重要なプロセスが抜けていないかどうかということも、どこかの点検をしたほうが良いのかなとも感じました。どうしても私なんかも、業者が変わったときというのはきちんと引き継がれるか心配になるような、自分自身の調査に対してもそうなんですけれども、統計調査は費用はもちろん安いにこしたことはないんですが、やはり精度が命で、それに労働政策の行方がかかっていますので、この辺りはぜひ検討していただければと思います。

すみません、コメントでした。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。今の三輪先生の問題意識ともちょっと関連するかもしれません。資料2の5ページ目でございます。

5ページ目の調査客体への疑義照会条件の表がございます。こちら右側に「未照会」という列がございます。先ほどたしか、先様のアンケートをしていただく側の担当者と連絡が取れないのが「未照会」だと伺いました。1点、ちょっと関心を持ったんですけれども、今回は4.2%だったようです。以前の成績がよかった頃、平成19年ぐらいでしょうか、成績がよかった頃の未照会の数値がどのくらいだったのか。ひょっとすると、マンパワーがたくさんあって、電話をかけまくって、この未照会がゼロに近かったかもしれませんので、この辺りもできれば比較をしていただければと思いました。

コメントでございます。

○角井室長 先生方、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、ご指摘については、これからしっかり分析していく必要があると思っています。

最初に、三輪先生ですか、コメントいただきましてありがとうございます。目標とする水準値ですが、企業規模が高いほうが水準値が高く設定されています。これは関係があるかどうかは分かりませんが、当時の調査方法は、監督署の職員が実際に調査を行っていました。その後、平成20年以降は郵送等で行っていますが、監督署が赴くと、大企業でもきちんと対応してくれることがあるのかもしれませんが、郵送だと、一般統計は協力しない企業がでてくるのかもしれませんが。ご指摘の通り、郵送調査直後の回答率は7割とか6割後半程度で推移していますが、その当時の委託事業者の回収方法をもう少し研究していきたいと考えています。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 すみません、お先に失礼します。

資料2の5ページの調査客体の疑義照会状況なんですけれども、年々オンライン回答率が上がっている中で、一方で、調査客体に占める「未記入」「誤記入」の件数はかなりの件数があるのではないかと思います。つまり、オンラインですと、そもそもロジックチェックで、ロジックが不整合な場合は多分入力できないような設計になっているかと思うので、その辺りの「未記入」「誤記入」というのが減ってくるのではないかなというように気もするのですが、その辺りというのは、この時点でいかがでしょうか。

○角井室長 御質問ありがとうございます。オンラインでそうやってチェックルールをたくさん決めてしまいますと、拒否になる可能性があることも事実です。この調査の他にも、入力しているときに、チェックがかかり入力できないようにすると、記入者がそれ以上入力しなくなってしまう例がありますので、ある程度はルールを緩くしながら操作できるような形にしています。そうしますと、未記入や誤記入が発生してしまい、こういう件数になっているという認識です。

○川澤専門委員 それはよく分かるんですけれども、私もウェブ調査とかをやると、そういうところはよく分かるんですが、一方で、結局、未照会、未完了になってしまうものが15%、16%ある状況ですので、結局そこではじかれてしまうところとの比較というか、その辺は考えてもいいのかなと思いました。恐らく同じやり方をして、「未完了」がさらに

増えていけば、そもそもロジックをもう少しきちんとして、未記入、誤記入がない回答をいかに吸い上げていくかというところも大切になってくるかもしれませんので、そこはぜひ御検討いただきたいなと思いました。

以上です。

○角井室長 ありがとうございます。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。御説明ありがとうございました。

私からは、資料2の4ページ、上から6行目のところにあります受託事業者において構築した専用システムについて質問をさせていただきたいと思います。

このページで、またさらに②のところ、このシステムについては、御省が評価をされている、評価できるというような回答をなされています。まず、専用システムについて、質問の第1ですが、今回の評価対象である第6期で構築されたものなのか、それとも第5期、同じ事業者でしたので、第5期で構築されたものどちらなのかというものが第1点です。

第2点目の質問は、例えば、違う事業者さんが受注した場合には、これを別の事業者さんでも使用することができるのかどうか、これが2点目です。

3点目で、この専用システムなるものは、どれぐらいのものなのか。どれぐらいというのは、構築するのにコストがすごくかかるものなのか、あるいは時間がかかるものなのか、いや、ちょっと工夫すればできるもので、その工夫による部分をすごく評価しているんですということなのか。

以上3点、御質問させていただきたいと思います。

○角井室長 御質問ありがとうございました。その質問に対して、小野のほうから御回答いたします。

○小野室長補佐 厚生労働省の小野です。よろしくお願いいたします。

1点目のシステムの構築時期ですが、今期、第6期の事業者は第5期と同じでしたので、第5期でベースがつくられており、第6期で、少しブラッシュアップされているようです。

2点目ですが、このシステムシステムは事業者の資産になると思いますので、今後、第7期で、ほかの事業者になったときに同じものを使えるかといえば、それは使えないものと認識しています。

3点目ですが、先ほど、回答しましたが、前期のベースがあったため、今期は準備期間

はさほどかからず、システムの構築はできたかと思います。当省ではデモンストレーションを見せてもらったり、アンケート結果から、有効だと考えているところです。

○浅羽副主査 ありがとうございます。そうしますと、場合によっては、別の事業者さんにとっては、このシステムの分が一種のバリアになっているというおそれはないのでしょうか。その点が少し気になりますもので、いかがでしょうか。

○小野室長補佐 特に仕様書では定めておりません。総合評価ですので、企画書に事業者で考えているシステムが記載されているか、記載されていなければ、違う工夫を考えてもらうこととなります。入札のバリアになっているとは考えておりません。

○浅羽副主査 かしこまりました。どうもありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、就労条件総合調査の事業の評価案に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございます。事務局でございます。追加の確認事項はございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —